

3 平成19年度行政コスト計算書からわかること

(1) 行政コストと収入の比較

行政コストは総額で約724億円です。収入総額は約819億円です。これに正味資産国庫（都）支出金償却額、約6億円を加えた「差引一般財源等増減額」は、約101億円の黒字となっています。この「差引一般財源等増減額」は、民間企業で言うところの当期純利益に相当するものです。地方公共団体には利益という概念はありませんので、地方公共団体にとって次世代のために活用できる正味財産（一般財源）が増加したということを意味します。

なお、平成19年度の一般会計歳入歳出決算では、歳出が約860億円、歳入が約885億円で、差し引き約25億円となっており、行政コスト計算書とは大きく異なっております。

これは、行政コスト計算書においては、減価償却費や退職給与引当金繰入等など、歳入歳出決算に出てこない経費をコストとして計上していることや公共施設の建設等に要する経費がバランスシート上で経理されるため、コストとして計上していないことによるものです。また、収入についても、特別区債は負債としてバランスシート上で経理し、基金の取崩しは資産の減少であるため収入項目に含めていないことなども、大きな要因です。

(2) 項目別コストの比較

行政サービスには、様々なコストがかかっています。各コストの構成比を見ると、特に扶助費と人件費が大きなウェイトを占めています。この二つのコストで全体の半分以上を占めていることがわかります。

また、減価償却費は、総額約35億円、構成比4.9%と、多額のコストがかかっています。歳入歳出決算では、公共施設など

の整備に要した経費は、その整備した年度にしか表れませんが、行政コスト計算書では、こうした現金支出を伴わないコストが毎年発生していることがわかります。

(3) 「人にかかるコスト」

人にかかるコストでは、職員の給料や諸手当などの人件費に加え、退職給与引当金繰入等が計上されています。この退職給与引当金繰入等は、この1年間に職員が行政サービスを提供するために勤務したことにより発生する退職手当の増加分を示すものです。

この結果、「人にかかるコスト」は行政コスト全体の約5分の1を占めていることがわかります。

(4) 「物にかかるコスト」

物にかかるコストでは、物品の購入経費や光熱水費、使用料といった物件費、施設等の維持補修費、減価償却費が計上されています。

公共施設などの資産は、その使用に伴って毎年少しづつ資産価値が減少しています。このことは、その減少分をその年度の行政サービスのために消費していると考えることができます。従って、この価値の減少分をコストとして計上しています。これが減価償却費です。

減価償却費は、資産の活用に伴うコストのため、学校などの教育施設を多く有している教育費や特別養護老人ホームなどの福祉施設が多い民生費で多額の経費がかかっていることがわかります。

(5) 「移転支出的なコスト」

移転支出的なコストでは、生活保護費、児童手当などの扶助費、他団体等への補助、負担金などの補助費等、他会計への繰出金、及

び普通建設事業のうち他団体へ支出している補助金等を計上しています。

特に扶助費は、行政コストの約3割を占めていることがわかります。

(6) 「その他のコスト」

その他のコストでは、上記に属さないコストが計上されています。

公債費は、大きく分けて特別区債の元金償還分とその利子分で構成されています。元金償還分はバランスシートで負債として計上されていますので、コストとしては計上されません。毎年負担しなければならない利子分は、コストと考えられるのでここに計上しています。約8億円のコストがかかっていることがわかります。

また、特別区税など滞納となっている未収金のうち、時効等により徴収しえなかったものについては、不納欠損として処理しています。これについてもコストとして約1億円が計上されています。

(7) 収入項目と行政コストの比較

行政コスト全体に対する各収入項目の割合を見ると、受益者からの使用料、手数料や資産から生み出される収益などの「使用料・手数料等」が8.3%、国や都からの補助金、負担金が26.7%、一般財源が77.7%となっています。

行政分野別では、民生費のコストが突出していることがわかります。行政コスト全体の約5割を占め、特に扶助費、繰出金で多額のコストを要しています。このコストを賄う収入は、国・都支出金の負担率が高く、一般財源の負担割合が相対的に低くなっている状況です。